

業務委託仕様書

1 業務名

地方税電子申告システム導入及びASPサービス提供業務

2 概要

社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX）に接続し、個人住民税における公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信サービス（以下「年金特徴サービス」という。）を行うため、協議会との情報送受信に係るシステムの整備を行い、審査システム（以下「審査システム」という。）を稼働させる。

3 契約期間

契約期間は、契約日から平成21年3月31日までとする。

※ 審査システムの稼働開始は、平成21年1月とする。

※ 平成21年度分契約については、平成21年度予算の議決がされ契約金額がその範囲内である場合において、継続して締結する予定。

4 システム基本要件

- (1)協議会によりASPサービス事業者として登録された事業者（以下「ASP事業者」という。）又はASP事業者の販売代理店となる事業者（以下「届出事業者」という。）が、審査システムを構築し、LGWAN回線を利用したASP方式で提供すること。
- (2)協議会により構築された地方税ポータルシステム（eLTAX）に接続し、動作するものであること。
- (3)審査システム操作端末（以下「審査クライアント」という。）と審査システムを接続する回線は、LGWAN回線とする。
- (4)協議会が公開している審査システム仕様書及びその関連仕様書を満たす機能を有し、年金特徴サービスを不足なく稼働させること。
- (5)審査システムのサービス提供時間帯は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。)並びに平成20年12月29日から平成21年1月3日までの日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (6)審査クライアントの台数は、2台とし、審査クライアントに係るハードウェア及び必要なソフトウェアの調達は、市が行う。
- (7)審査クライアントに係る市内ネットワークは、本市が整備する。

5 業務内容

審査システムの導入及び運用に際し、次に掲げる業務を行うこと。この場合において、具体的な業務の方法、内容等は、本市担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) 作業スケジュールの作成

- ・ 契約業者は、契約締結後速やかに本市及び協議会と審査システム導入業務に関して協議又は調整を行い、導入業務に係る作業実施計画（以下「作業スケジュール表」という。）を本市に提出すること。
- ・ 作業スケジュール表には、次の事項を記載すること。
 - ① 審査クライアントの環境構築作業に関すること。
 - ② 総合運転試験の実施作業に関すること。
 - ③ 公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信確認試験に関すること。
 - ④ その他本市が導入業務において必要と判断する事項に関すること。

(2) 審査システムの設定作業

- ・ ASP データセンター側において、本市が利用するサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行うこと。

(3) 審査クライアントの環境構築作業

- ・ 本市が用意する審査クライアント機器に対して、協議会が提供する仕様書に基づき審査クライアントのアプリケーションのインストール及び設定作業を行った上、試験環境及び本番環境を構築し、接続確認試験を行うこと。
- ・ 試験環境及び本番環境の構築は、協議会が指定する総合運転試験の実施日までに完了すること。

(4) 総合運転試験の支援業務

協議会が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」のほか、各種試験関連資料に基づき、本市が実施する総合運転試験についての支援を行うこと。

- ・ 試験事前打合せを行うこと。
- ・ 試験時における問い合わせに対応すること。
- ・ 必要に応じて、試験結果（試験項目票）の内容を確認すること。
- ・ 必要に応じて、試験時における協議会との連絡調整を行うこと。

(5) 操作研修業務

審査システムの利用開始に先立ち、協議会が提供する審査クライアントの操作方法等資料に基づき、審査システムを操作する職員向けに研修を行うこと。

(6) ドキュメントの提供

導入時及び運用時に必要な次に掲げるドキュメントの整備を行うこと。

- ・ 研修マニュアル
- ・ 導入立ち上げ手順説明書
- ・ 導入詳細スケジュール表
- ・ 審査クライアントインストール及び初期設定手順書
- ・ 総合運転試験詳細手順書

(7) 利用サービスの提供

「4 システム基本要件」に掲げたシステムを本市に提供すること。

(8) 導入及び運用に関するスケジュール

協議会が提示している運用スケジュールに準ずること。

(9) 運用保守体制

導入時及び運用時並びにシステム障害時においてサポートを提供することができる体制並びに本市からの要請により現地において対応することができる体制を整えること。

なお、運用稼働後の審査クライアントのバージョンアップについては、本市が行う。

(10) 保守及びサポート内容

導入時及び運用時における問い合わせに対して、ヘルプデスクを設置し、対応すること。また、必要に応じ本市担当者に対し適切な指導を行うこと。

- ・保守及びサポートを行う時間帯は、次のとおりとする。

平日の午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く。)及び平成20年12月29日から平成21年1月3日までの日を除く。

(11) その他

(1)から(10)までに掲げるものの他、審査システムの導入において必要となる業務が生じた場合は、本市担当者と協議の上、業務を実施すること。

6 障害発生時の対応

サービスの提供開始以後、保守及びサポートを行う時間内において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに現地での対応を行うこと。

7 個人情報の取扱い

本業務の履行に当たっては、個人情報の保護に留意し、委託契約書及び本市が定める条例、規則、規程その他関係法令等を遵守すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた事項については、本市担当者と協議の上、対処方法を決定すること。